



## 難民認定室の取組みについて

法務省 入国管理局  
難民認定室長  
佐々木大介

本年4月に難民認定室に着任する前は、法務省東京入国管理局審査監理官として管内の入国在留に関する審査全般について見ておりました。東京入管は全国の入国・在留申請案件の約54.2%を扱い、難民認定申請案件について、昨(2001)年受理件数は331件、同処理件数は277件、受理・処理ともに過去最高の件数となり、それぞれ全国の難民認定申請案件の受理は93.8%および処理は91.7%を占めました。この難民認定申請も審査監理官の所管です。

### 難民認定室の取組み

日本の難民認定制度は、出入国管理及び難民認定法に定める手続により、難民条約に規定されている難民の認定について適正に運用されているところですが、難民と認定しない処分を不服とする訴訟が急増するなど、同制度に対する国民の関心が以前にも増して強くなっています。我が国の難民認定制度は1982年から実施され、20年が経過しました。その間に国際関係や海外の情勢には著しい変動が見られ、また、国内でも社会、経済など各方面で著しい変化がありました。このような情勢の中、増加および複雑困難化する難民認定申請案件に迅速、適正に対処して、真の難民の早期保護と制度を悪用する申請濫用者の的確な排除の必要性が求められております。

その1は、積極的な広報を行うことです。難民問題は、我が国社会のあり方や国民生活全般に深く関わる問題でもあり、これまで以上にきめ細かな難民認定の状況を広く国民に知ってもらうことが大切です。たとえば、個人が特定できな

い範囲での国別認定数や認定の理由、さらに、真の難民の保護の障害となっている申請濫用者の濫用事例や虚偽申請事例など、国民のみなさんに難民認定の実情について知ってもらい、国策に対する判断材料の一つにしてもらうことです。

その2は、難民調査の充実です。難民認定にかかる調査は海外での調査と国内での調査があります。海外での調査は、これまで関係省庁やUNHCRを介した情報分析や調査依頼などにより行い、法務省による直接調査はなかったものの、今後は積極的に海外での調査を行うこととし、本年度はじめて9月にトルコ共和国へ職員を派遣し、その結果相当の成果を得ることができました。一方、国内での調査では、難民認定申請者の陳述または供述についてよく聴取し、申請者の陳述の足りないところや立証不足に関し、難民調査官が適切な質問を行うなどにより申請者の陳述不足や立証不足を補うべく協力・補助することに加えて、申請者の国内での生活全般について申請者の置かれている状況を十分に知ることにより、適正な調査ができるものと考えます。

その3は、難民調査官や調査を補助する入国審査官に対する教育・研修です。難民調査官は、出入国管理業務に十分な経験と知識を有し、国際情勢にも精通し

た入国審査官の中の上位の一定の者が指定されています。彼らは出入国管理行政の研修の中で難民認定について累次の教育を受け、さらに難民調査官としての国際的諸知識の他、インタビュー技術の手法など専門的教育を受けた難民調査のプロフェッショナルです。それでも国際情勢が時々刻々と変動する今日においてこれで十分ということはありません。引き続き難民調査官などの専門性の向上のための教育・研修を充実します。

### 所感

本年5月8日午後2時に発生した瀋陽総領事館事件については、当初領事機関の公館の不可侵を定めた領事関係に関する「ウィーン条約」に反する外交問題であったが、これをきっかけに我が国における難民問題に発展し、国内において諸々の議論が起こりました。そのような中、難民認定制度について、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の中に難民問題に関する専門部会を設けて申請期間の60日などについて検討することとなりました。難民の問題は社会秩序を維持して国民の生命と財産を守る責任と先進国の一員として必要な国際貢献などのバランスの上で、主体性をもって今後とも対処するのが肝要と考えます。難民先進国が多いといわれるヨーロッパで、最近は不法移民や不法に滞在する難民に厳しい方向に一部の国が向かっていることは、難民問題が一国にとっていかに大変困難な問題であるかということの証左であると思う次第です。



トルコ共和国、ガジアンテップ市。サッカーチーム、ガジアンテップスポーツのホームスタジオの遠景(2002年9月) 写真提供:筆者